

口中「七十九万九千六百円」を「九十一万五千八百円」に改め、同号八中「七万六千八百円」を「八万三千百円」に改め、同項第二号イ中「九十九万九千五百円」を「百十四万四千七百円」に改め、同号口中「七十九万九千六百円」を「九十一万五千八百円」に改め、同号八中「四万四千六百円」を「四万五千円」に改め、同条第四項第一号イ中「二百四十八万二千円」を「二百八十四万二千六百円」に改め、同号口中「二百七十四万七千円」を「三百十四万六千六百円」に改め、同項第二号イ中「七十六万四千四百円」を「八十七万五千五百円」に改め、同号口中「百十万五千二百円」を「百二十六万五千八百円」に改め、同条第十四項第一号イ中「五十八万八千円」を「六十七万三千六百円」に改め、同号口中「四万七千七百円」を「四万七千七百円」に改め、同項第二号中「五十八万八千円」を「六十七万三千六百円」に改め、同条第十五項第二号中「七十五万六千六百円」を「八十六万八千八百円」に改め、同項第二号イ(1)中「二百四十八万二千円」を「二百八十四万二千六百円」に改め、同号イ(2)中「二百七十四万七千円」を「三百十四万六千六百円」に改め、同号口(1)中「七十三万四千九百円」を「八十四万七千七百円」に改め、同号口(2)中「百十四万二千円」を「百三十万七千九百円」に改める。

第三十五条第一項第一号イ中「千二百七十八万六千円」を「千四百六十九万二千円」に改め、同号口及び同項第二号イ中「六百三十九万九千七百円」を「七百三十五万二千九百円」に改め、同号口中「百三十八万八千円」を「百五十九万四千七百円」に改め、同条第二項第一号及び第二号イ中「百三十八万八千円」を「百五十五万三千三百円」に改め、同号口中「四万四千八百円」を「五万五千五百円」に改め、同条第四項第一号イ中「二百四十九万二千六百円」を「二百八十六万三千八百円」に改め、同号口中「二百七十五万八千七百円」を「三百十六万九千六百円」に改め、同項第二号イ中「七十六万七千七百円」を「八十八万二千円」に改め、同号口中「百一十一万百円」を「百二十七万五千三百円」に改め、同項第三号イ中「七十三万八千四百円」を「八十四万八千四百円」に改め、同号口中「百十四万六千九百円」を「百三十一万七千七百円」に改め、同条第九項中「五十九万二千六百円」を「六十八万九百円」に改め、同条第十項第一号中「七十五万四千八百円」を「八十六万七千二百円」に改め、同項第二号イ(1)中「二百四十九万二千六百円」を「二百八十六万三千八百円」に改め、同号イ(2)中「二百七十五万八千七百円」を「三百十六万九千六百円」に改め、同号口(1)中「七十三万八千四百円」を「八十四万八千二百円」に改め、同号口(2)中「百十四万六千九百円」を「百三十一万七千七百円」に改める。

附則

この政令は、平成三十年四月一日から施行する。

厚生労働大臣 加藤 勝信
 内閣総理大臣 安倍 晋三

高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成三十年一月三十一日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第二十五号

高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部を改正する政令
 内閣は、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第百四条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成十九年政令第三百十八号）の一部を次のように改正する。

第十八条第一項第六号及び第二項第五号中「五十七万円」を「六十二万円」に改め、同条第四項第一号中「二十七万円」を「二十七万五千円」に改め、同項第四号中「四十九万円」を「五十万円」に改める。

附則

(施行期日)

1 この政令は、平成三十年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この政令による改正後の規定は、平成三十年度以後の年度分の保険料について適用し、平成二十九年年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成三十年一月三十一日

厚生労働大臣 加藤 勝信
 内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第二十六号

前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令
 内閣は、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第百条第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令（平成十九年政令第三百二十五号）の一部を次のように改正する。

第十一条の二の見出しを「（平成三十一年度及び平成三十一年度における後期高齢者負担率）」に改め、同条中「平成二十八年年度及び平成二十九年年度」を「平成三十一年度及び平成三十一年度」に、「百分の十九九」を「百分の十一・一八」に改める。

附則

この政令は、平成三十年四月一日から施行する。

厚生労働大臣 加藤 勝信
 内閣総理大臣 安倍 晋三